

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【中間会計期間】	第12期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社ジンジブ
【英訳名】	JINJIB Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 満秀
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号
【電話番号】	06-7777-7779(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新田 圭
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎1丁目2番2号アートヴィレッジ大崎セントラルタワー6階
【電話番号】	03-6821-7779(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新田 圭
【縦覧に供する場所】	当社東京支店 (東京都品川区大崎1丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー6階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 中間会計期間	第12期 中間会計期間	第11期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (千円)	1,292,914	1,438,277	2,400,260
経常利益 (千円)	25,152	81,029	58,884
中間(当期)純利益 又は純損失 (△) (千円)	18,799	61,925	△184,425
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	303,102	303,102	303,102
発行済株式総数 (株)	1,451,300	2,902,600	2,902,600
純資産額 (千円)	593,095	451,896	389,870
総資産額 (千円)	2,072,754	2,014,874	2,090,700
1株当たり中間(当期)純利益又は1 株当たり中間純損失 (△) (円)	6.51	21.33	△63.69
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	6.34	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.6	22.4	18.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△261,021	44,315	△128,391
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△16,516	△86,757	△72,390
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	196,361	104	240,110
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,473,388	1,551,556	1,593,893

(注) 1. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2. 1株当たり配当額については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

3. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

5. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第12期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有している潜在株式は存在していないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、関税を巡る日米合意や堅調な設備投資需要を背景に、前期に引き続き堅調に推移したものの、海外情勢の不透明性から先行きへの警戒感が強まりました。企業動向は、大企業製造業で僅かながら改善したものの、非製造業は個人消費の低迷が重しとなっています。特に中小企業では深刻な人手不足とコスト増が経営を圧迫しており、先行きに慎重な見方が広がっています。こうした中、人手不足に対応するための省力化投資は底堅く推移しています。一方で、海外の通商政策など事業環境を取り巻く不透明性、関税の影響がこれから顕在化するリスクには注視が必要です。また今後、新政権が打ち出す諸政策の動向にも要注目です。

そのような下で、当社が属する新卒就職支援市場においては、わが国の大卒求人倍率（2026年3月卒業者）は1.66倍（出典：㈱リクルート「第42回ワークス大卒求人倍率調査」）と2025年卒の1.75倍より0.09ポイント低下いたしましたが、依然人員不足が深刻であり、高い水準で推移しております。反面、300名未満の従業員規模の企業においては8.98倍（出典：㈱リクルート「第42回ワークス大卒求人倍率調査」）と前年より向上し、コロナ禍前のピークである2019年卒の9.91倍に次ぐ高い水準となりました。

また、同じく高卒求人倍率（2026年3月卒業者）は3.69倍（出典：厚生労働省 令和7年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職状況」取りまとめ（7月末現在））と2025年卒の3.70倍より0.01ポイント低下したものの、非常に高い水準のまま推移しております。特に若年層の人員不足は多くの企業の共通課題となっていることから、総じて若手人材を中心とした企業の採用意欲は高止まりを続けています。産業別には、恒常的に若手の人員不足が顕著な建設業や製造業、本年4月～10月にかけて開催された大阪・関西万博のインバウンド需要等を見込んだ小売業・卸売業、昨年4月の労働基準法改正による残業時間規制の影響で人員不足が喫緊の問題となっている運輸業・郵便業において、求人数が高い状態が続いております。近年、少子化の影響により若手人材の数が減少し、新卒採用の難易度が一層高まっております。これに伴い、第二新卒などを対象とした通年採用を導入する企業が増加し、その動きが加速しております。この流れは、人材不足が深刻な中小企業にも波及するものと思われ、当社の若手人材の採用サービス需要が一層高まると考えております。このような環境の下、当社は、パーパスに「これから生きる人の夢を増やす」、ビジョンに「若者に希望を与えるNo.1企業」を掲げ、これらを実現するため、高校生及び高卒第二新卒（18歳～25歳程度の高卒社会人及び離職者）を価値提供のターゲットとした、以下のサービスを展開しております。

<採用支援サービス>

- ・高校生の就職を支援する就職求人サイト「ジョブドラフトNavi」
- ・ジョブドラフトNaviと連動した教員のための求人管理システム「ジョブドラフトTeacher」
- ・高校生のための職業体験・就職イベント運営「おしごとフェア/ジョブドラフトFes/先生Fes」
- ・入社後のミスマッチ防止をサポートする適性検査アプリ「ジョブドラフトSurvey」

<企画制作サービス>

- ・企業の高校新卒採用における求人ナビ原稿作成
- ・DTP制作（採用パンフレット制作・イベントブース装飾制作）
- ・Web制作（企業紹介動画制作・採用ホームページ制作）

<代行支援サービス>

- ・求人票発送代行サービス
 - ・TikTok等SNS運用代行サービス
 - ・人事部バックサービス（※1）
- （※1 採用、定着、評価、教育の人事機能を担う人事部バックサービスを昨年9月より開始）
- ・その他採用業務代行支援サービス

<教育研修サービス>

- ・高校向けキャリア教育支援「ジョブドラフトCareer」
- ・企業向け新人育成定着支援研修「ROOKIE'S CLUB」
- ・社会人向けデジタルマーケティング人材育成研修「DMU」

<その他サービス>

- ・高卒第二新卒（※2）の就転職を支援する「ジョブドラフトNext」

（※2 高卒第二新卒とは、18～25歳程度までを対象とした高卒社会人全般を指します。）

上記の通り、採用分野だけに限らない研修や採用、定着診断などのサービスを実現しております。

当第2四半期会計期間の採用支援サービス「ジョブドラフトFes」については、19会場で開催（前年15会場開催）し、729社参画、高校生4,337人参加（前年571社参画、高校生3,229人参加）と盛況でした。

高校生の就活は7月が求人情報の公表解禁日となり、9月に選考が開始します。その高卒就活の季節性の関係から、当第2四半期会計期間は、受注の閑散期にあたります。そのため第1四半期会計期間に比べ掲載数の伸びは緩やかになるものの、当第2四半期は、求人情報の解禁に伴うオプションの役務提供や、ジョブドラフトFesなどのイベント開催が進捗することで、売上高は第1四半期会計期間よりも増加しております。あわせて中期経営計画での「全社生産性の向上」の取組みの一環として、全体的な原価・販管費の削減・効率化も進めております。

その結果、当中間会計期間の売上高は1,438,277千円（前年同期比11.2%増）、営業利益は80,147千円（前年同期比207.1%増）、経常利益は81,029千円（前年同期比222.1%増）、中間純利益は61,925千円（前年同期比229.4%増）となりました。

なお、当社は、高卒人材採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

（資産の部）

当中間会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ75,825千円減少し、2,014,874千円となりました。これは主に、現金及び預金が42,337千円減少、売掛金が31,147千円減少、前払費用が80,342千円減少した一方で、有形固定資産が100,396千円増加したことによるものであります。

（負債の部）

当中間会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ137,852千円減少し、1,562,977千円となりました。これは主に、契約負債が227,934千円減少した一方で、未払金が58,681千円増加、資産除去債務が26,815千円増加したことによるものであります。

（純資産の部）

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ62,026千円増加し、451,896千円となりました。これは、中間純利益の計上により利益剰余金が61,925千円増加したこと、新株予約権が101千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ42,337千円減少し、1,551,556千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は、44,315千円となりました。これは、主に税引前中間純利益62,647千円、売上債権の減少額31,147千円、未払金の増加額58,681千円、契約負債の減少額227,934千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、支出した資金は、86,757千円となりました。これは、主に敷金及び保証金の回収による収入17,576千円、有形固定資産の取得による支出80,186千円、資産除去債務の履行による支出22,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は、104千円となりました。これは、短期借入金の増加額50,000千円、新株予約権の発行による収入101千円、長期借入金の返済による支出49,996千円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,572,000
計	9,572,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,902,600	2,902,600	東京証券取引所 グロース市場	提出日現在における 単元株式数は100株で あります。
計	2,902,600	2,902,600	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年11月1日から本半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年3月28日 (第3回新株予約権)	2023年1月24日 (第5回新株予約権)	2025年9月12日 (第6回新株予約権)	2025年9月12日 (第7回新株予約権)
付与対象者の 区分及び人数 (名) ※	当社取締役 3 当社使用人 7	当社取締役 1 当社使用人 3	当社取締役 3	当社従業員 18
新株予約権の 数(個) ※	645	128	600	410
新株予約権の 目的となる株式 の種類、内容 及び数(株) ※	普通株式129,000 (注) 1、5	普通株式25,600 (注) 1、5	普通株式60,000 (注) 1	普通株式41,000 (注) 1
新株予約権の 行使時の払込 金額(円) ※	800 (注) 2、5	1,100 (注) 2、5	1,026 (注) 2	880 (注) 2
新株予約権の 行使期間 ※	自2024年3月31日 至2027年3月31日	自2025年1月30日 至2028年1月30日	自2025年9月30日 至2035年9月30日	自2028年7月1日 至2035年9月30日
新株予約権の 行使により株式 を発行する 場合の株式の 発行価格及び 資本組入額 (円) ※	発行価格 800 資本組入額 400	発行価格 1,100 資本組入額 550	発行価格 1,026 資本組入額 563	発行価格 880 資本組入額 490
新株予約権の 行使の条件 ※	(注) 3		(注) 6	(注) 7
新株予約権の 譲渡に関する 事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。			
組織再編成行 為に伴う新株 予約権の交付 に関する事項 ※	(注) 4			

※当中間会計期間の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)までの期間において、付与対象者であった使用人1名の減少に伴い、第3回新株予約権23個(目的の株式数4,600株)が契約の定めに従い権利を喪失しております。

(注) 1. 普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

(注) 2. 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

- ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} & \text{新規発行} & 1 \text{株当たり} \\ & \text{株式数} & \times \text{払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\quad}{\quad} & & \\ \text{調整後} & \text{調整前} & \text{時 価} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\quad}{\quad} & & \\ & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} & \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(注) 3. 行使条件

- i 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要するものとする。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- iii 新株予約権者は、その割当数の全部又は一部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(注) 4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1 に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記iiiに従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

付与を行う取締役会にて決定した新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、付与を行う取締役会にて決定した新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ix 再編対象会社による新株予約権の取得条項

現在の発行内容に準じて決定する。

(注)5. 2023年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2023年12月23日付で普通株式1株につき100株の割合で、2024年8月9日開催の定時取締役会決議により、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注)6. i 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

ii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

iii 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

iv 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

v 新株予約権者は、本新株予約権の全部または一部の放棄をすることはできない。

(注) 7. i 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2028 年 3 月期から 2030 年 3 月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が、下記に掲げる水準を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、新株予約権を行使することができる。行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が 1,060 百万円を超過した場合行使可能割合：50%

(b) 営業利益が 1,250 百万円を超過した場合行使可能割合：75%

(c) 営業利益が 1,500 百万円を超過した場合行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。加えて、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前償却前営業利益をもって判定するものとする。

ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

iii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

v 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025 年 4 月 1 日 ～2025 年 9 月 30 日	—	2,902,600	—	303,102	—	333,402

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
佐々木 満秀	大阪市中央区	1,620,000	55.81
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	252,836	8.71
三菱UFJキャピタル7号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋2丁目3番4号	194,000	6.68
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	64,200	2.21
海老根 智仁	東京都港区	60,000	2.06
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	29,300	1.00
株式会社Greater Fukuoka	福岡市中央区渡辺通5丁目14番12号	27,000	0.93
MSSG A/C CLIENTS (常任代理人シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	50 NORTH CANAL ROAD, SINGAPORE 059304 (新宿区新宿6丁目27番30号)	25,300	0.87
池田 良介	東京都港区	20,000	0.68
BBH LUX/BROWN BROTH ERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SC A CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	80 ROUTE D'ESCH LUXE MBOURG LUXE MBOURG L-1470	19,000	0.65
計	—	2,311,636	79.64

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,901,000	29,010	—
単元未満株式	普通株式 1,600	—	—
発行済株式総数	2,902,600	—	—
総株主の議決権	—	29,010	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

当中間会計期間における役員の異動は以下のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	森田 司	2025年6月27日
取締役	長谷川 佳紀	2025年6月27日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性1名 （役員のうち女性比率11.1%）

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,593,893	1,551,556
売掛金	112,278	81,131
原材料及び貯蔵品	1,342	2,505
前払費用	124,675	44,333
その他	12,319	486
貸倒引当金	△905	△534
流動資産合計	1,843,605	1,679,477
固定資産		
有形固定資産		
建物	76,516	166,074
減価償却累計額	△7,311	△10,004
建物（純額）	69,204	156,069
車両運搬具	2,949	2,949
減価償却累計額	△2,949	△2,949
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	25,799	43,660
減価償却累計額	△11,749	△16,079
工具、器具及び備品（純額）	14,049	27,580
有形固定資産合計	83,254	183,650
無形固定資産		
のれん	7,338	5,242
ソフトウェア	31,149	25,930
無形固定資産合計	38,488	31,172
投資その他の資産		
投資有価証券	50	50
長期前払費用	231	715
敷金及び保証金	118,455	101,226
繰延税金資産	6,535	18,500
破産更生債権等	—	165
その他	80	80
貸倒引当金	—	△165
投資その他の資産合計	125,352	120,573
固定資産合計	247,095	335,396
資産合計	2,090,700	2,014,874

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	102,494	150,000
1年内返済予定の長期借入金	84,828	84,300
未払金	191,703	250,384
未払法人税等	8,196	20,124
未払消費税等	27,695	21,286
契約負債	918,182	690,248
その他	6,566	5,628
流動負債合計	1,339,666	1,221,973
固定負債		
長期借入金	327,283	280,308
資産除去債務	33,879	60,695
固定負債合計	361,162	341,004
負債合計	1,700,829	1,562,977
純資産の部		
株主資本		
資本金	303,102	303,102
資本剰余金	333,402	333,402
利益剰余金	△246,634	△184,709
株主資本合計	389,870	451,795
新株予約権	—	101
純資産合計	389,870	451,896
負債純資産合計	2,090,700	2,014,874

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)				
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
売上高	※ 2	1,292,914	※ 2	1,438,277
売上原価		250,430		248,888
売上総利益		1,042,483		1,189,389
販売費及び一般管理費	※ 1	1,016,389	※ 1	1,109,242
営業利益		26,093		80,147
営業外収益				
受取利息		143		1,515
受取配当金		1		2
貸倒引当金戻入額		1,640		205
助成金収入		658		3,057
その他		101		155
営業外収益合計		2,545		4,935
営業外費用				
支払利息		2,896		3,607
その他		590		446
営業外費用合計		3,487		4,053
経常利益		25,152		81,029
特別利益				
助成金収入		6,141		—
特別利益合計		6,141		—
特別損失				
固定資産除却損		—		18,381
特別損失合計		—		18,381
税引前中間純利益		31,294		62,647
法人税、住民税及び事業税		5,051		12,687
法人税等調整額		7,442		△11,965
法人税等合計		12,494		722
中間純利益		18,799		61,925

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)		
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	31,294	62,647
減価償却費	11,884	17,243
のれん償却額	2,096	2,096
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,640	△370
受取利息及び受取配当金	△145	△1,517
支払利息	2,896	3,607
固定資産除却損	—	18,381
売上債権の増減額 (△は増加)	84,029	31,147
棚卸資産の増減額 (△は増加)	1,746	△1,162
未払金の増減額 (△は減少)	4,983	58,681
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	△5,051	11,927
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△23,265	△6,408
契約負債の増減額 (△は減少)	△265,579	△227,934
その他	△62,716	90,753
小計	△219,468	59,092
利息及び配当金の受取額	145	1,517
利息の支払額	△2,896	△3,607
法人税等の支払額	△38,802	△12,687
営業活動によるキャッシュ・フロー	△261,021	44,315
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,692	△80,186
無形固定資産の取得による支出	△1,500	△1,800
資産除去債務の履行による支出	—	△22,000
敷金及び保証金の差入による支出	△9,900	△348
敷金及び保証金の回収による収入	576	17,576
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,516	△86,757
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	107,498	50,000
長期借入れによる収入	50,000	—
長期借入金の返済による支出	△49,342	△49,996
株式の発行による収入	88,205	—
新株予約権の発行による収入	—	101
財務活動によるキャッシュ・フロー	196,361	104
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△81,176	△42,337
現金及び現金同等物の期首残高	1,554,565	1,593,893
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,473,388	※ 1,551,556

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料手当	386,781千円	401,432千円

※ 2 業績の季節変動について

当社の売上構成として、採用支援サービスの売上高が例年50%程度を占めます。この採用支援サービスの受注は、高校新卒採用の結果が出る10～3月にリピート継続契約が集中するため、売上高が下期に偏重する傾向にあります。また、採用支援サービスの中でも、おしごとフェア/ジョブドラフトFesについては、5～7月及び10月に役務提供となるため、開催月に売上高が偏重します。

同時に、企画制作サービス・代行支援サービスについては、求人情報が解禁となる7月に集中するため、売上高が特定の月に偏重する傾向になります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	1,473,388千円	1,551,556千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	—	—
現金及び現金同等物	1,473,388	1,551,556

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2024年4月17日付で、株式会社SBI証券から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当中間会計期間において資本金が42,262千円、資本準備金が42,262千円増加し、前中間会計期間末において資本金が303,102千円、資本剰余金が333,402千円となっております。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は高卒人材採用支援事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、高卒人材採用支援事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
一時点で移転されるサービス	855,514	965,206
一定の期間にわたり移転されるサービス	437,400	473,071
顧客との契約から生じる収益	1,292,914	1,438,277
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	1,292,914	1,438,277

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	6円51銭	21円33銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	18,799	61,925
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	18,799	61,925
普通株式の期中平均株式数(株)	2,889,146	2,902,600
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	6円34銭	—
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	54,800	—
(うち新株予約権(株))	2,300	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	2025年9月12日取締役会決議 第6回新株予約権 新株予約権の数 600個 (普通株式 60,000株) 第7回新株予約権 新株予約権の数 410個 (普通株式 41,000株)

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を算定しております。

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有している潜在株式は存在していないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

株式会社ジンジブ

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 橋 本 民 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 静 山 なつみ

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジンジブの2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジンジブの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告

書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。